

モニタリング結果報告書

平成21年8月

| | |
|------------------|------------------|
| モニタリングの対象となる施策目標 | 二国間等の国際協力を推進すること |
|------------------|------------------|

1. 政策体系上の位置付け

| | |
|--|--------------------------|
| 基本目標 X | 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること |
| 施策目標 1 | 国際社会への参画・貢献を行うこと |
| 施策目標 1-2 | 二国間等の国際協力を推進すること |
| 個別目標 1 | 開発途上国の人材養成事業等に対して協力すること |
| (評価対象事務事業) ・ ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業 ・ 技能実習制度推進事業 ・ アジア開発途上国人事・労務管理者育成事業 | |
| 施策の概要(目的・根拠法令等) 国際社会に貢献するため、我が国の有する政策制度等に関する豊富な経験や知識を活用して、開発途上国に対する保健衛生・社会福祉・労働分野における人材養成事業等の協力を推進する。 | |
| 主管部局・課室 | 大臣官房国際課 国際協力室 |
| 関係部局・課室 | 職業能力開発局 海外協力課 |

2. 施策目標に係る指標等

| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | |
|---|--|-----|--------------|--------------|--------------|---------------|
| | | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
| 1 | ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業参加者へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする割合(前年と同程度/毎年度) | — | — | — | 4.1 | 4.4 【107%】 |
| 2 | 技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合 (95%以上/毎年) | — | 92% 【97%】 | 93% 【98%】 | 94% 【99%】 | 91% 【96%】 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | | |
| <p>指標1は、厚労省調べ(参加者からのアンケート5点満点評価の平均値である。なおテーマ及び参加者は毎年度異なっており、単純な比較はできない。)</p> <p>指標2は、財団法人国際研修協力機構調べによるものであり、技能実習計画(技能実習のカリキュラム、スケジュール、指導体制等を記載した計画)どおり技能実習を修了したことを認定する技能実習修了認定証を受けた技能実習生の割合である。 (平成20年技能実習修了認定証を受けた技能実習生37,462名/平成18年技能実習移行者数41,000名)</p> | | | | | | |

3. 個別目標に係る指標等

| 個別目標 | | | | | | |
|---|--|-----------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 開発途上国の人材養成事業等に対して協力すること | | | | | | |
| 個別目標に係る指標 | | | | | | |
| アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | |
| | | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
| 1 | ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業参加者へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする割合(前年と同程度/毎年度) ※施策目標に係る指標1と同じ | — 【—%】 | — 【—%】 | — 【—%】 | 4.1 【—%】 | 4.4 【107%】 |
| 2 | 技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合 (95%以上/平成20年) ※施策目標に係る指標2と同じ | — 【 %】 | 92% 【97%】 | 93% 【98%】 | 94% 【99%】 | 91% 【96%】 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | | |
| <p>指標1は、厚労省調べ(参加者からのアンケート5点満点評価の平均値である。なおテーマ及び参加者は毎年度異なっており、単純な比較はできない。)</p> <p>指標2は、財団法人国際研修協力機構調べによるものであり、技能実習計画(技能実習のカリキュラム、スケジュール、指導体制等を記載した計画)どおり技能実習を修了したことを認定する技能実習修了認定証を受けた技能実習生の割合である。 (平成20年技能実習修了認定証を受けた技能実習生37,462名/平成18年技能実習移行者数41,000名)</p> | | | | | | |
| 個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価 | | | | | | |
| 事務事業名 | ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業 | | | | | |
| 平成20年度 予算額等 | 3.9百万円(補助割合:[国 /][/][/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他() | | | | | |
| 平成20年度 決算額 | 3.8百万円 | | | | | |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、 <u>公益法人</u> その他() | | | | | |
| 事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等) | | | | | | |
| <p>社会福祉及び保健医療の分野におけるASEANと日本の緊密な関係をさらに発展させ、また、当該分野での人材育成を強化するため、ASEAN10ヶ国から社会福祉と保健医療政策を担当するハイレベル行政官を招聘し、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催している。ハイレベル会合への参加を契機として、保健と福祉という異なるセクター間の協調強化に向けた取り組みがASEAN諸国で活発になっているところである。</p> | | | | | | |
| 政府決定・重要施策との関連性 | | | | | | |
| <p>本ハイレベル会合は、ASEAN+3(日・中・韓)保健大臣会合及び社会福祉開発大臣会合を支える事業として位置づけられている。</p> | | | | | | |
| 事業(予算)実績等 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | |
| 予算推移(当初) (百万円) | 4.7 | 4.7 | 4.4 | 4.2 | 3.9 | |
| 予算上事業数等 参加者数(人) | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 | |

| | | | | | |
|---|---|-----|-----|-------|--------|
| 事業実績数等 参加者数(人) | 32 | 24 | 33 | 32 | 29 |
| 実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。) | | | | | |
| <p>平成20年は「次世代健全育成ー保健と福祉の緊密な連携の下でー」をテーマに実施し、日本の母子保健福祉に関する取り組みを紹介し現場を視察するとともに、本ハイレベル会合における活発な議論を通じて、ASEAN各国の母子保健・福祉サービスを向上させるための取組みとして、以下の提案が承認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健システム及び社会福祉システム間の協力を推進し、両省庁間のコミュニケーションを深めること ・ 保健及び社会福祉セクター間におけるギャップや協力の必要性についての評価を行うこと ・ 母子保健・福祉に関するデータ収集・分析システムを向上させること ・ 母子保健・福祉に関する最良の慣行(best practice)の情報を提供すること ・ 母子保健・福祉に関する統合された戦略的な枠組みを作り出すこと ・ 能力や、情報・専門的知識の共有関係を強めるため、ASEAN諸国間及びASEAN日本間のネットワークを強化すること ・ 各国内において、国際機関、NGO、市民社会等の利害関係者との協力関係を継続すること <p>このような連携課題について各国の理解が深まったことは、今後のASEAN各国における保健・福祉制度の効率的な普及発展に寄与するものである。</p> <p>また、参加者からも、本会合は非常に有意義なものであり、今後も本会合が継続されること、さらなる発展への期待が表明されたところである。</p> <p>今後、会合開催期間以外でも各国実務者間の結びつきを強め、情報共有を活発に行うことを通じて、この会合が具体的な政策協議の機会として各国に活用されるよう、価値を高めることが課題である。</p> | | | | | |
| 個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価 | | | | | |
| 事務事業名 | 技能実習制度推進事業 | | | | |
| 平成20年度 予算額等 | 549百万円(補助割合:[国10/10][/][/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他() | | | | |
| 平成20年度 決算額 | 546百万円 | | | | |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、 <u>公益法人</u> その他() | | | | |
| 事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等) | | | | | |
| <p>外国人研修・技能実習制度の適正かつ円滑な推進を図り、研修生・技能実習生が修得した技能等を帰国後母国で活用することによって経済発展に資することを目的に、研修生・技能実習生の管理を一元的に行うとともに、受入れ企業、技能実習生等に対する指導・援助等を実施する。具体的には、研修生・技能実習生受入れ企業等に対する巡回指導や企業の外国人研修を担当する研修指導員に対する講習会の開催等を行う。</p> | | | | | |
| 政府決定・重要施策との関連性 | | | | | |
| 外国人研修・技能実習制度の見直しについて、出入国管理及び難民認定法改正法が平成21年通常国会で成立し、同年7月に公布された。 | | | | | |
| 事業(予算)実績等 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
| 予算推移(補正後) (百万円) | 479 | 472 | 412 | 384 | 549 |
| 予算上事業数等 技能実習生受入れ企業 に対する巡回指導 件数(件) | — | — | — | 7,300 | 10,000 |

| | | | | | |
|---|---|-----|-----|-------|--------|
| 事業実績数等 技能実習生受入れ企 業に対する巡回指導 件数(件) | - | - | - | 8,041 | 10,488 |
| 実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。) | | | | | |
| <p>技能実習制度推進事業は、より実践的な技術、技能等の開発途上国への移転を図り、開発途上国等への経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする技能実習制度の適正かつ円滑な推進に向けて、実施するものである。</p> <p>今後の課題としては、一部の受入れ企業・団体において、不適切な研修が行われていたり、実習生に対する賃金未払い等の事案が発生していることから、同制度の適正化をより一層推進していく必要がある。なお、今後の同制度の見直し内容によっては、事業内容も変更する必要がある。</p> | | | | | |
| 個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価 | | | | | |
| 事務事業名 | アジア開発途上国人事・労務管理者育成事業 | | | | |
| 平成20年度 予算額等 | 37百万円(補助割合:[国10/10][/][/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他() | | | | |
| 平成20年度 決算額 | 37百万円 | | | | |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、 <u>公益法人</u> その他() | | | | |
| 事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等) | | | | | |
| <p>アジア地域の開発途上国の企業・経営者団体の中核幹部を我が国の企業へ受け入れ、我が国の人事・労務管理手法を学ばせることにより、同地域の日系企業を含めた現地企業の発展を図り、同地域の安定・発展に貢献する事業である。</p> <p>本事業は、基幹人材の育成であることから、事業目的を対象途上国全体に効果的に波及させることができるものであり、我が国と関連の深いアジア地域の自立的で持続可能な発展を支えることは、我が国の安定した社会的・経済的発展にも役立つものである。</p> | | | | | |
| 政府決定・重要施策との関連性 | | | | | |
| なし | | | | | |
| 事業(予算)実績等 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
| 予算推移(補正後) (百万円) | 52 | 52 | 51 | 46 | 37 |
| 予算上事業数等 研修人数(人) | 20 | 20 | 16 | 14 | 11 |
| 事業実績数等 研修人数(人) | 15 | 14 | 17 | 14 | 11 |
| 実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。) | | | | | |
| <p>本事業は、国づくりの担い手となる基幹人材の育成を行うものであり、事業参加者の多くは実際に帰国後に関連分野で活躍していることから、十分有効であると言え、引き続き実施することが必要である。</p> | | | | | |